

岡崎市福祉事業団指名競争入札参加心得

1 目 的

この心得は、岡崎市福祉事業団が発注する指名競争入札の参加に必要な事項を定め、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 入札等

- (1) 入札は、指名競争入札に付するもの1件ごとに執行するものとする。
- (2) 指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札書を作成し封かんのうえ、入札参加者の氏名等を表記し、係員の指示するところにより提出するものとする。ただし、代理人をして入札させるときは、その代理人の氏名等も表記させるものとする。
- (4) 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

3 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退しようとするときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

4 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

5 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

6 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 岡崎市の指名競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 次の事項の記載のない入札
 - ア 入札金額
 - イ 工事（業務）名
 - ウ 入札参加者の氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者氏名）及び押印
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 郵便、電報又は電話による入札
- (9) 事前に入手している情報どおりの入札結果となった入札
- (10) 予定価格を事前公表する場合において工事費内訳書を提出しない入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

7 入札保証金

免除

8 再度入札

- (1) 開札をした場合において、各人の入札のうち入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた価格をいう。以下同じ。）の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。
- (2) 入札執行回数の限度は、初度の入札及び再度の入札を合わせ3回とする。

9 落札者の決定

入札書比較価格の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、落札者名及び落札金額を発表する。

10 落札決定の保留

入札に関し、不正が行われた疑いがあると認められるときその他必要があると認められるときは、9の規定により落札となるべき者を落札者に決定することを保留することができるものとする。

11 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
- (2) (1)の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 契約書の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、岡崎市福祉事業団から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内（契約の保証を付さなければならない契約は、落札決定の日から10日以内）に、これを岡崎市福祉事業団に提出しなければならない。
- (2) 落札者が、岡崎市福祉事業団の承諾を得ないで規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

13 契約の保証

- (1) 請負代金額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）が500万円以上の工事請負契約を締結する場合においては、落札者は、契約の締結と同時に、次のアからオまでの一に掲げる契約の保証を付さなければならない。ただし、オの場合においては、履行保証保険証券を寄託しなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる利付国債の提供

ウ この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、理事長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

オ この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- (2) (1)の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

14 特定の違法行為に対する措置

- (1) 落札者は、本件入札に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、損害賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額を岡崎市福祉事業団が指定する期間内に支払わなければならない。

ア 落札者が刑法（明治40年法律第45号）第198条の規定による刑が確定したとき

イ 公正取引委員会が、落札者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為（落札者を構成事業者とする事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を行い、同法第8条の2第3項の規定により排除措置を命じられ、又は同法第8条の3の規定により課徴金の納付を命じられた場合を含む。以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして同法第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき

ウ 公正取引委員会が、本件契約に関し乙に独占禁止法違反行為があったとして課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき

エ 落札者が刑法第96条の3の規定による刑が確定したとき

- (2) 前項の規定は、岡崎市福祉事業団に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、岡崎市福祉事業団がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

15 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、この心得、設計書、設計図面、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16 その他

入札書等の記載例は別紙のとおりとする。

記入例1

委任状

日付を必ず記入
すること

年 月 日

岡崎市福祉事業団理事長 様

実印又は入札参加資格申請時に届出た使用印鑑で押印すること

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

㊞

私は下記の者を代理人と定め、岡崎市福祉事業団が発注する下記の入札に係る一切の権限を委任します。

記

1. 業務名

入札通知書及び設計図書記載のとおりとする

2. 業務場所

住所又は所在地

受任者

商号又は名称

受任者職氏名

受任者使用印

㊞

この印鑑で入札書および封筒の割印を押印すること

記入例2

入 札 書

数字はアラビア文字とし、頭冠は¥止めすること

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	5	5	0	0	0	0	0

(注：消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

1. 業 務 名

入札通知書及び設計図書記載のとおりとする

2. 業 務 場 所

岡崎市福祉事業団指名競争入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

日付を必ず記入
すること

年 月 日

住 所 又 は 所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

受 任 者 職 氏 名

代表者が出席する場合は、受任者欄の記入は不要

受任者が出席する場合は、職、氏名を記入。印は委任状に押印した印を使用(封筒の割印も同じ)

岡崎市福祉事業団理事長 様

記入例3

入 札 辞 退 届

1 業 務 名

入札通知書及び設計図書のとおりとする

2 業 務 場 所

上記の競争入札について指名を受けましたが、都合により辞退します。

日付を必ず記入すること

平成 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

実印又は資格審査申請に使用
した印鑑で押印すること

代表者氏名

印

岡崎市福祉事業団理事長 様

記入例4

(表) 封筒はなるべく白色のもので大きさは長3

岡崎市福祉事業団理事長 様		
(入札書在中)		
業 務 名	入札通知書及び設計図書のとおりとする	
業務場所		

(裏) 封筒の上下に注意

印	住所又は所在地	印	入札書に押印した印と同じ印を使用(3箇所)	印
	商号又は名称			
	代 表 者 氏 名			
	受任者職氏名			